

# 福岡県公報

平成18年3月29日  
第2514号  
増刊 ①

## 目次

### 告 示 (第644号—第662号)

○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認	(保健福祉課)	……………1
○福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金の承認	(生活文化課)	……………6
○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認	(生活文化課)	……………6
○大濠公園能楽堂の利用料金の承認	(生活文化課)	……………18
○福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認	(新産業・技術振興課)	……………19
○福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………20
○福岡県営名島運動公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………21
○福岡県営天神中央公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………22
○福岡県営春日公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………22
○福岡県営中央公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………24
○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課)	……………24
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	……………27
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(住宅管理課)	……………27
○福岡県青少年科学館の利用料金の承認	(教育庁生涯学習課)	……………30
○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認	(教育庁スポーツ健康課)	……………31
○福岡県立総合ゾールの利用料金の承認	(教育庁スポーツ健康課)	……………33
○福岡県馬術競技場の利用料金の承認	(教育庁スポーツ健康課)	……………36
○福岡県立総合射撃場の利用料金の承認	(教育庁スポーツ健康課)	……………37

## 告 示

### 福岡県告示第644号

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認  
(教育庁スポーツ健康課) ……………38

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成8年福岡県条例第18号)第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 名称

(1) 福岡県男女共同参画センター

(2) 福岡県総合福祉センター

#### 2 位置

春日市原町3丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月10日

#### 4 利用料金

(1) 福岡県男女共同参画センター  
ア 占用使用の場合の利用料金

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
音楽室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
工芸室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
スタジオ	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
ホール	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円	7,530円

スタヂアルーム	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
セミナールーム	A	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
	B	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円
	C	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
フイットネスルーム	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円	8,650円

備考

- 「占有使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。
  - 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
  - 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	品名	単位	金額
----	----	----	----

音楽室	音響装置	1式（1回）	1,100円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,120円
	ビデオプロジェクター	1式（1回）	910円
セミナールーム	スライド映写機	1式（1回）	550円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	550円
	ダイナミックマイククロホン	1本（1回）	320円
パソコン	ワイヤレスマイククロホン	1本（1回）	880円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円
パソコン	団体専用ロッカー	1口（1月）	300円

（備考）

- この表の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りではない。
- 利用時間を超えて利用するときの利用料金は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

種別	単位	区分	料金（1人）
フイットネスルーム	2時間	一般	200円
		児童・生徒	100円

備考

- 「個人使用」とは、占有使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学

校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者  
 しい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。

3 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用  
 料金の10回分に相当する額とする。

4 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は  
 、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額と  
 する。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える  
 場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間とし  
 て計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

区 分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
クローバー ホール	7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円	24,860円
第1和室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
第2和室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
第3和室	A	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
	B	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
501研修室	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円
502研修室	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
503研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
504研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
505研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
506研修室	A	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円
	B	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
507研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
508研修室	A	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円
	B	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円

学習室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
視聴覚室	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
創作工房	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円	7,530円
作品展示室	610円	810円	710円	1,420円	1,520円	2,130円
調理実習室	5,810円	7,740円	6,930円	13,550円	14,670円	20,480円

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
大ホール	19,570円	26,090円	23,440円	45,660円	49,530円	69,100円
体育館	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円
プール	夏季 期間	17,120円	22,830円	20,590円	39,950円	43,420円
	温水 期間	25,680円	34,250円	30,780円	59,930円	65,030円
卓球室 1室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
トレーニン グ室	7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円	24,860円
テニ ス場	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円	9,670円

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種 類	単位	区 分		料金(1人)
		一般	児童・生徒	
体育館・卓球室	2時間	一般		300円
		児童・生徒		150円
プール	2時間	一般		350円
		生徒		200円
		児童		150円
	温水期間	2時間	一般	500円

	2時間	生徒	300円
		児童	200円
トレーニング室	2時間	一般	350円
		小学生・生徒	180円
アーチェリー場	2時間	一般	300円
		高校生	150円

## ウ 屋外施設利用料金

区分	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで	
グラウンド	1,520円	2,030円	3,550円	
ゲートボール場	1面	910円	1,220円	2,130円

## エ 宿泊室利用料金

種類	単位	料金(1人)
宿泊室	1泊	3,050円

## オ 駐車場利用料金

種類	単位		料金(1台)	
駐車場	2時間以内		無料	
	2時間を超えるとき30分ごとに		150円	

## 備考

- 「占有使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」と

は児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるもの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

- 「夏学期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日におけるクローバーホール及び占有使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

5 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

6 この表に掲げる施設(宿泊室及び駐車場を除く。)の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

(1) 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額

イ 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)(屋

外の施設を除く。）

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	品名	単位	金額	備考
大ホール	演台・花台	1式(1回)	660円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	つりバトン	1式(1回)	550円	
	ポーターライト	1式(1回)	320円	
	アップバーホリゾントライト	1式(1回)	880円	
	ローアホリゾントライト	1式(1回)	880円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	300円	1.5キロワット
	フオロースポット	1台(1回)	1,100円	2キロワット
	フットライト	1式(1回)	270円	
	音響装置	1式(1回)	1,660円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
CDプレーヤー	1台(1回)	500円		
移動型スピーカー	1式(1回)	450円		
はね返りスピーカー	1式(1回)	300円		
クローバーホール	演台・花台	1式(1回)	660円	
	司会者台	1式(1回)	200円	

研修室	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	ポーターライト	1式(1回)	320円	
	アップバーホリゾントライト	1式(1回)	880円	
	ローアホリゾントライト	1式(1回)	880円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	フロントサイドライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	スタンド	1式(1回)	110円	
	音響装置	1式(1回)	1,660円	
	つりマイク装置	1式(1回)	320円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	710円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
視聴覚室	映写機	1式(1回)	4,430円	
	ステージスピーカー	1式(1回)	450円	
	はね返りスピーカー	1式(1回)	300円	
	音響装置	1式(1回)	1,100円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	910円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
	音響装置	1式(1回)	1,100円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	910円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
	ダイナミックマイク	1本(1回)	320円	
	ワイヤレスマイク	1本(1回)	880円	

その他	床上型ライクスタンプ	1本(1回)	60円	
	卓上型ライクスタンプ	1本(1回)	60円	
	オーバーストッププロジェクター	1式(1回)	550円	
	資料提示装置	1式(1回)	910円	
	スライド映写機	1式(1回)	550円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	550円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	660円	
	コンデンサーライクホン	1本(1回)	550円	
	ダイナミックライクホン	1本(1回)	320円	
	ワイヤレスライクホン	1本(1回)	880円	
	床上型ライクスタンプ	1本(1回)	60円	
	卓上型ライクスタンプ	1本(1回)	60円	
ライクソッカー	1口(1回)	100円		
電光得点表示板	1式(1回)	810円		
フロアシート	1枚(1回)	260円		
ゴール自動計時装置	1式(1回)	1,010円		

(備考)

- ① この表の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、ライクソッカーはこの限りでない。
  - ② 利用時間を超過するときの利用料金は、1時間ごとはこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、ライクソッカーはこの限りでない。
- 8 体育館及びテニコートは2分の1の面積で、ゴールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びテニコートは当該使用区分の利用料金の額の2分の1、ゴールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額

- )とする。
- 9 体育館施設の個人使用の場合、1枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の10回分に相当する額とする。
  - 10 駐車場を2時間を超過して使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

**福岡県告示第645号**

福岡県立あまぎ水の文化村条例(平成5年福岡県条例第28号)第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので同条例第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 福岡県立あまぎ水の文化村
- 2 位置 朝倉市矢野竹831番地
- 3 利用料金の承認年月日 平成18年3月13日
- 4 利用料金

区分	利用料金	
	個人	団体
大人	400円	300円
小人	200円	150円

備考

- 1 「大人」とは15歳以上の者を、「小人」とは4歳以上15歳未満の者をいう。
- 2 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 4歳未満の者は、無料とする。

**福岡県告示第646号**



福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県国際文化情報センター
  - 2 位置  
福岡市中央区天神1丁目1番1号
  - 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月17日
  - 4 利用料金  
(1) 施設基本料金  
ア (イ) 福岡ソングマネーホール
- (単位：円)

利用区分	利用区分			
	午前 9：00～12：00	午後 13：00～16：00	夜間 17：00～22：00	終日 9：00～22：00
入場料金を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場合	77,700	139,650	208,950	383,250
平均 入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
入場料の額が3,001 円以上の場合	131,250	237,300	355,950	652,050
入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
平均 入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	120,750	217,350	325,500	597,450
土・日・祝日				

入場料の額が3,001 円以上の場合	158,550	284,550	426,300	782,250
-----------------------	---------	---------	---------	---------

(イ) 福岡ソングマネーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

利用区分	利用区分			
	午前 9：00～12：00	午後 13：00～16：00	夜間 17：00～22：00	終日 9：00～22：00
入場料金を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場合	59,850	107,100	160,650	295,050
平均 入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	77,700	139,650	208,950	383,250
入場料の額が3,001 円以上の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場合	71,400	128,100	193,200	353,850
平均 入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
入場料の額が3,001 円以上の場合	120,750	217,350	325,500	597,450
土・日・祝日				

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

利用区分	利用区分			
	午前 9：00～12：00	午後 13：00～16：00	夜間 17：00～22：00	終日 9：00～22：00
入場料金を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場合	59,850	108,150	161,700	297,150
平均 入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合				
土・日・祝日				

平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	77,700	140,700	211,050	386,400
平日	入場料の額が3,001円以上の場合	101,850	183,750	275,100	505,050
土・日・祝日	商業展示の場合	153,300	276,150	413,700	758,100
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	72,450	130,200	194,250	357,000
土・日・祝日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	93,450	169,050	253,050	464,100
土・日・祝日	入場料の額が3,001円以上の場合	122,850	220,500	330,750	606,900
土・日・祝日	商業展示の場合	183,750	330,750	496,650	910,350

ウ 国際会議場

(単位：円)

平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	103,950	135,450	135,450	337,050
平日	入場料の額が3,001円以上の場合	136,500	177,450	177,450	441,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	79,800	103,950	103,950	259,350
土・日・祝日	入場料の額が3,001円以上の場合	95,550	124,950	124,950	310,800

土・日・祝日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	124,950	161,700	161,700	404,250
土・日・祝日	入場料の額が3,001円以上の場合	162,750	212,100	212,100	528,150

エ 文化情報ラウンジ

(ウ) 円形ホール

(単位：円)

平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	12,600	22,050	29,400	57,750
平日	入場料の額が3,001円以上の場合	15,750	28,350	37,800	74,550
土・日・祝日	商業展示の場合	24,150	43,050	57,750	112,350
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	11,550	19,950	27,300	52,500
土・日・祝日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	14,700	26,250	34,650	68,250
土・日・祝日	入場料の額が3,001円以上の場合	18,900	34,650	46,200	89,250
土・日・祝日	商業展示の場合	28,350	51,450	69,300	134,400

(イ) セミナー室

(単位：円)



利用区分	午前		午後		夜間		終日	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
文化振興等	5,145	6,720	6,720	16,800				
その他	15,540	20,265	20,265	50,400				
文化振興等	6,195	8,085	8,085	20,160				
その他	18,690	24,255	24,255	60,480				

(ウ) 交流ギャラリー

(単位：円)

利用区分	午前		午後		夜間		終日	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	
非営利目的	21,000	27,300	27,300	69,300				
営利目的	64,050	82,950	82,950	207,900				
非営利目的	25,200	33,600	33,600	82,950				
営利目的	76,650	99,750	99,750	248,850				

カ 会議室

(単位：円)

会議室名	基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間まで の1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用	
			6,825	137,865
大会議室	69,615			
501会議室	12,600	1,050	23,100	
502会議室	10,080	840	18,480	
503会議室	10,080	840	18,480	
601会議室	17,640	1,470	32,340	

602会議室	13,860	1,155	25,410
603会議室	12,600	1,050	23,100
604会議室	12,600	1,050	23,100
605会議室	16,380	1,365	30,030
606会議室	22,680	1,890	41,580
607会議室	23,940	1,995	43,890
608会議室	23,940	1,995	43,890
609会議室	10,080	840	18,480
701会議室	10,080	840	18,480
702会議室	10,080	840	18,480
703会議室	10,080	840	18,480
大会議室	85,995	6,825	154,245
501会議室	15,750	1,050	26,250
502会議室	12,600	840	21,000
503会議室	12,600	840	21,000
601会議室	22,050	1,470	36,750
602会議室	17,325	1,155	28,875
603会議室	15,750	1,050	26,250
604会議室	15,750	1,050	26,250
605会議室	20,475	1,365	34,125
606会議室	28,350	1,890	47,250
607会議室	29,925	1,995	49,875
608会議室	29,925	1,995	49,875
609会議室	12,600	840	21,000
701会議室	12,600	840	21,000
702会議室	12,600	840	21,000
703会議室	12,600	840	21,000

カ 練習室

(単位：円)

施設名	利用区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	練習室1	3,675	7,350	11,130	19,950
	練習室2	1,365	2,835	4,200	7,560
	練習室3	1,365	2,835	4,200	7,560
	練習室4	735	1,365	2,100	3,780
	練習室5	735	1,365	2,100	3,780
土・日・祝日	練習室1	4,410	8,820	13,335	23,940
	練習室2	1,680	3,360	5,040	9,030
	練習室3	1,680	3,360	5,040	9,030
	練習室4	840	1,680	2,520	4,515
	練習室5	840	1,680	2,520	4,515

備考

1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用区分

(1) 会議室を除く各施設

利用区分（上表の「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。  
）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。

(2) 会議室

ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。

イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金を時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

3 入場料金等区分

(1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。

(2) 入場料金の段階があるときは、当該入場料金の最高額をもってこの表を適用

する。

(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、この表を適用する。

(4) 福岡ソングフェニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡ソングフェニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びバーチャ利用等については、「3,001円以上」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）

b 地域文化に関するセミナー等

c 国際的な学術文化に関するセミナー等

イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

a 入場料金を徴収するもの

b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの

c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流キャリアー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 入場料金を徴する場合
- b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合
- c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合

イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）での利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額とする。

ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の9割相当額とする。

ただし、「終了料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 会議室を除く施設において、22時以降、翌日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽	大楽屋1	室	3,570	(定員69人)
	大楽屋2	室	1,785	(定員30人)
楽	楽屋1	室	2,415	(定員3人)
	楽屋2	室	2,415	(定員3人)
	楽屋3	室	1,995	(定員2人)
屋	楽屋4	室	1,995	(定員2人)
	ソリスト控室	室	3,570	ピアノあり
	主催者控室	室	420	(定員3人)
	指揮者控室	室	4,515	(定員8人)、ピアノあり
楽 器	フルコンサートピアノ1 (外国製)	台	16,800	スタインウェイD274
	フルコンサートピアノ2 (外国製)	台	16,800	ペーゼントルナー290
	フルコンサートピアノ1 (日本製)	台	9,450	ヤマハCFⅢ-S
	オーケストラピット	式	15,435	
	ひな壇迫り	式	12,600	8分割
	プロセニアムセット	式	21,420	(1回当たりの金額)
	室内楽用音響反射板セット	式	21,420	
	楽士椅子	脚	105	
	楽士椅子A	式	4,200	50脚～80脚
	楽士椅子B	式	6,300	81脚以上
舞	譜面台	台	105	
	譜面灯	台	157	
	指揮者台セット	式	787	
	長机	台	157	
	椅子	脚	52	
台	コーラス台1	台	210	1800×600×600

コーラス台2	台	210	1800×600×300
金屏風	双	2,835	750×2700
プロゾラムスタンド	台	315	H1500
演台(3点セット)	式	840	2100×750×850
司会者台	台	630	750×500×1150
国旗	枚	735	1500×2250
国旗	枚	735	1500×2250
地緋	枚	4,200	18m×11m
効果用スポットライト(1KW)	台	840	エフェクトランプは含まない
効果用スポットライト(2KW)	台	1,050	エフェクトランプは含まない
エフェクトランプ	台	1,050	
Aセット	式	7,350	地明かり
Bセット	式	15,750	反響板灯
Cセット	式	10,500	プロセニアム標準
Dセット	式	35,700	200KWまで
ボーターライト	列	1,050	
トップバーホリゾンタルライト	式	3,150	
ローアホリゾンタルライト	式	2,100	
シーリングスポットライト	式	4,200	
ピンスポットライト(2KW)	台	3,570	クセノン
コンダクタースポットライト	台	630	ハイカッター
スポットライト(1KW未満)	台	315	
スポットライト(1KW)	台	525	
スポットライト(1.5KW)	台	735	
スポットライト(2KW)	台	1,050	
スポットライト(3KW)	台	1,260	
スポットライト(HM1)	台	5,250	エフェクトランプは含まない
ストリップライト(130W×12灯)	台	315	

照

明

ストリップライト(130W×6灯)	台	157	
タワースポットライト	基	1,050	スポット別
PTFGスポットライト	台	3,150	
ストロボ	台	1,050	
カラーチェンジャー	台	1,050	
証明持込料	式	12,600	持込卓がある場合
カラーフィルター	枚	315	
特殊電源料(1KWにつき)	KW	472	
持込器具(1KWにつき)	KW	262	
拡声装置	式	1,050	
オーゾン式テープレコーダー(8c h)	台	4,725	
オーゾン式テープレコーダー(2c h)	台	2,625	
カセットテープレコーダー	台	1,470	
DAT	台	2,625	
CDプレーヤー	台	1,470	
3点吊り吊り装置	台	1,050	吊り別
1点吊り吊り装置	台	525	吊り別
ワイヤクロフオン(ワイヤレス)	本	2,625	
ワイヤクロフオン(コンデンサ)	本	2,100	
ワイヤクロフオン(ダイナミック)	本	1,260	
ワイヤスタンド(大型)	台	210	
ワイヤスタンド(その他)	台	210	
移動型スピーカー(大型)	台	2,100	
移動型スピーカー(中型)	台	1,575	
移動型スピーカー(小型)	台	1,050	
ワイヤレスインカム	台	1,050	
PA持込料	式	14,700	持込卓がある場合

録音録画料	式	6,300	
放送中継設備	式	6,300	
中継ミキサー室	式	6,300	
TVトランスBOX	式	10,500	
ラジオトランスBOX	式	6,300	
16mm映写機	台	5,775	
スクリーン	式	4,515	9.3m×3.7m
撮影用カメラ	台	13,650	
インターネット回線	式	3,150	

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

イ イベントホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽	楽屋1(個室)	室	2,730	(定員3人)
	楽屋2(個室)	室	2,730	(定員3人)
	楽屋3(個室)	室	3,150	(定員3人)
器	応接控室	室	2,730	(定員5人)
	主催者控室	室	420	(定員8人)
	控室1	室	1,155	(定員12人)
楽	控室2	室	1,575	(定員16人)
	フルコンサートピアノ1(日本製)	台	9,450	カワイEX
	演台(3点セット)	式	840	
舞	金屏風	双	2,835	6曲、750×2700
	平台	台	315	1800×900×300
	めぐり台	台	472	420×420×1500
舞	国旗	枚	735	2250×1500

台		照		明	
県旗	枚	735	2250×1500		
譜面台	台	105			
長机	台	157	1800×600×700		
長机(扉板付き)	台	157	1800×600×700		
長机(料理台用)	台	157	1800×900×700		
丸テーブル	台	210	900φ・H700mm		
椅子	脚	52			
効果用スポットライト(1KW)	台	840	エフエクトマシンは含まない		
エフエクトマシン	台	1,050			
Aセット	式	7,350	地明かり		
Bセット	式	10,500	100KWまで		
ミラーボール	式	2,835	(600φ)		
ミラーボール	式	1,470	(300φ)		
アップホリゾントライト	色	525			
ローホリゾントライト(300W)	式	2,100			
ローホリゾントライト(130W)	式	735			
ピンスポットライト(2KW)	台	3,570	クセノン		
ピンスポットライト(1KW)	台	2,835	ハロゲン		
スポットライト(1KW未満)	台	315			
スポットライト(1KW)	台	525			
スポットライト(1.5KW)	台	735			
スポットライト(2KW)	台	1,050			
スポットライト(3KW)	台	1,260			
スポットライト(HM1)	台	5,250	エフエクトマシンは含まない		
ムービングライト	台	3,150			
カラーチェンジャー	台	1,050			
照明持込料	式	12,600	持込卓がある場合		
カラーフィルター	枚	315			

音		響	
特殊電源料(1KWにつき)	KW	472	
持込器具(1KWにつき)	KW	262	
拡声装置	式	5,250	
移動型操作卓	卓	4,200	カセット、CD付
オーソニクテーブルコーダー(2ch)	台	2,100	
カセットテープレコーダー	台	1,470	
DAT	台	2,625	
MDプレーヤー	台	2,100	
CDプレーヤー	台	1,470	
1点吊マイク装置	台	2,100	マイク別
マイクローション(ワイヤレス)	本	1,575	
マイクローション(コンデンサ)	本	1,050	
マイクローション(ダイナミック)	本	1,050	
マイクスタンド(大型)	台	14,700	
マイクスタンド(その他)	台	6,300	
移動型スピーカー(大型)	台	1,575	
移動型スピーカー(中型)	台	1,260	
移動型スピーカー(小型)	台	1,050	
ワイヤレスインカム	台	1,050	
PA持込料	式	14,700	持込卓がある場合
録音録画料	式	6,300	
放送中継設備	式	6,300	
中継ミキサー室	式	6,300	
TVトランクBOX	式	10,500	
ラジオトランクBOX	式	6,300	
ビデオプロジェクト	面	8,400	150インチ×2面
1/2VTR	台	9,450	

映 像	S-VHS	台	2,100	
	8mmVTR	台	2,100	
	スチールビデオ	台	1,470	
	LDP	台	1,680	
	資料提示装置	台	3,150	
	ビデオボイנטナー	台	2,100	
	スライドテレレコーダー	台	3,675	
	16mm映写機	台	5,775	クセノン、2KW
	スクリーン	式	4,515	9.3m×3.7m、取巻式
	撮影用カメラ	台	13,650	
そ の 他	同時通訳装置	式	15,750	最大6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,050	
	インターネット回線	式	3,150	

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

ウ 国際会議場

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽 屋	VIPルーム	室	18,900	(定員約10人)
	特別控室1	室	4,410	(定員約7人)
	特別控室2	室	7,245	(定員約8人)
	特別控室3	室	3,255	(定員約5人)
	特別控室4	室	3,255	(定員約5人)
舞 台	特別控室5	室	4,095	(定員約6人)
	金屏風	双	2,835	6曲、W750・H2700
舞 台	舞台	台	315	

照明	音響	映
ピンスポットライト (1KW)		
スポットライト (1KW)		
特殊電源料 (1KW)		
持込器具 (1KW)		
拡声装置		
移動型操作卓		
カセットテープレコーダー		
CDプレーヤー、CD-MDラジカセ		
DAT		
マイククロキオン (ワイヤレス)		
マイククロキオン (コングレンサ)		
マイククロキオン (ダイナミック)		
マイクスタンド (大型)		
マイクスタンド (その他)		
移動型スピーカー (大型)		
PA持込料		
録音録画料		
放送中継設備		
中継ミキサー室		
TVトランスBOX		
ラジオトランスBOX		
ビデオプロジェクター		
1/2VTR		
S-VHS、DVDプレーヤー		
8mmVTR		
スチールビデオ		
LDP		

2,835	台	2,835	ハロゲン
525	台		
472	KW		
262	KW		
3,150	式		
4,725	式		カセット、CD付
1,470	台		
1,470	台		
2,625	台		
1,575	本		
840	本		
420	本		
210	台		
210	台		
1,680	台		
14,700	式		
6,300	式		
6,300	式		
10,500	式		
6,300	式		
7,350	面		120インチ
9,450	台		
2,100	台		
2,100	台		
1,470	台		
1,680	台		



像	スライドテレビコンバーター	台	3,675	
	OHP (スクリーン含む)	式	1,575	
	撮影用カメラ	台	13,650	
	資料提示装置	台	3,150	
	ビデオボイーター	台	2,100	
その他	パネルスクリーン	式	2,100	5枚
	同時通訳装置	式	15,750	6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,050	
	インターネット回線	式	3,150	

備考  
 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。  
 ・平日、土日祝日は同じ料金とする。  
 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

エ 文化情報ラウンジ  
 (ア) 円形ホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,200	ヤマハCTE
舞台	演台	台	840	700×500×1000
照	調光装置	式	2,625	
	スポットライト (1KW未満)	台	315	
	ムービングライト	台	2,100	持込卓がある場合
	照明持込料	式	12,600	
	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472	
明	持込器具 (1KWにつき)	KW	262	
	拡声装置	式	2,625	
	MDプレーヤー	台	2,100	

音	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,470	
	DAT	台	2,625	
	カセットテープレコーダー	台	1,470	
	マイクロナン (ワイヤレス)	本	2,100	
	マイクロナン (コンデンサ)	本	840	
	マイクロナン (ダイナミック)	本	420	
	マイクスタンド (床上型)	個	210	
	マイクスタンド (テーブル型)	個	210	
	移動型スピーカー	台	1,050	
	PA持込料	式	14,700	
	録音録画料	式	6,300	
	放送中継設備	式	6,300	
	中継ミキサー室	式	10,500	
	TVトランスBOX	式	6,300	

映像	ラジエトランスBOX	式	6,300	
	ビデオプロジェクター	面	8,400	150インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,100	
	LDP	台	1,680	
その他	インターネット回線	式	3,150	

備考  
 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。  
 ・平日、土日祝日は同じ料金とする。  
 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合があります。

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金(円)	内容
音	コントロール卓	式	2,625	VTR、カセットデッキ
	マイクロナン (ダイナミック)	本	262	

響	ワイクスタンド (床上型)	台	262	
	ワイクスタンド (卓上型)	台	262	
	移動型スピーカー	式	2,100	
映 像	33型カラーモニター	台	2,100	
	OHP (スクリーン含む)	式	1,575	
	スライド映写機	台	1,575	
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内容
照	スボットライト (130KW)	台	262	
	スボットライト (85KW)	台	210	
明	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472	
	持込器具 (1KWにつき)	KW	262	
音響	コントロール卓	式	210	カセットデッキ、CDプレーヤー
	可動パネル	枚	210	1200×2400
その他	展示台	台	210	750×600×700
	展示スチージ	台	210	750×600×185
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

部門	品名	単位	料金(円)		内容
			大会議室	会議室	
オ 会議室					

照 明	スボットライト (130KW)	台	262		
	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472		
	持込器具 (1KWにつき)	KW	262		
	拡声装置	式	3,150		
	移動型操作卓	式	2,100		
	レクチュア台	式		2,100	カセット、ワイク1
	録音卓	台		1,575	カセット、ワイク2 (拡声なし)
	ワイククロフォン (ワイヤレス)	本	1,575	1,575	
	ワイククロフォン (ダイナミック)	本	420	420	
	ワイクスタンド (大型)	台	210	210	
響	ワイクスタンド (卓上型)	台	210	210	
	カセットデッキ	台	1,470		
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,470		
	ビデオプロジェクトター	面	6,300		100インチ
	A Vワゴン	式		5,250	ワールトビデオ、9mmビデオ、カセットデッキ、HD TV (36型)
	8mmVTR	台	2,100		
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,100		
	ステールビデオ	台	1,470		
	LDP	台	1,680		
	OHP (スクリーン含む)	台	1,575	1,575	
映 像	スライドテレビコンバーター	台	3,675		
	テレビ会議装置	式		7,950	通話料は実費

	パネルスクリーン	式	2,100	
その他	インターネット回線	式	3,150	

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

カ 練習室

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽 器	フルコンサートピアノ(日本製)	台	7,350	カワイGS100、練習室1
	フルコンサートピアノ(日本製)	台	4,200	カワイCA70N、練習室2
舞 台	楽士椅子	脚	105	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	105	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,470	
	CDレコーダー	台	5,040	練習室3
	DAT	台	2,625	
音 響	カセットデッキ	台	1,470	
	オーブゾロデッキ	台	4,200	練習室3
	移動型操作卓	台	4,200	カセットデッキ、CD、DAT
	録音調整卓	式	21,000	練習室3
	マイククロフオン(コンデンサ)	本	840	練習室3
	マイククロフオン(ダイナミック)	本	315	
	マイクスタンド(大型)	台	210	2台セット
	移動型スピーカー	台	2,100	

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

福岡県告示第647号

福岡県都市公園条例(昭和52年福岡県条例第12号)第17条の6第2項の規定に基づき、大濠公園能楽堂の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 大濠公園能楽堂
- 2 位置 福岡市中央区大濠公園1番5号
- 3 利用料金の承認年月日 平成18年3月17日
- 4 利用料金

区分	単位・金額							
	午前9時から正午まで	午前1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで
舞 台	平日	10,860円	14,520円	25,380円	13,080円	27,600円	17,440円	31,050円
	土・日・休日	13,520円	18,180円	31,700円	16,180円	34,360円	21,570円	38,650円
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	平日	25,050円	33,480円	58,530円	30,040円	63,520円	40,050円	71,460円
	土・日・休日	31,370円	41,800円	73,170円	37,690円	79,490円	50,250円	89,420円
舞 台 見 所	平日	5,870円	7,760円	13,630円	7,090円	14,850円	9,450円	16,700円
	土・日・休日	7,310円	9,750円	17,060円	8,750円	18,500円	11,660円	20,810円
全 館	平日	41,780円	55,760円	97,540円	50,210円	105,970円	66,940円	119,210円
	土・日・休日	52,200円	69,730円	121,930円	62,620円	132,350円	83,490円	148,890円
舞 台	平日	21,730円	29,050円	50,780円	26,050円	55,100円	34,730円	61,980円
	土・日・休日	27,160円	36,250円	63,410円	32,590円	68,840円	43,450円	77,440円
入 場 料 を 徴 収 見 所	平日	50,220円	66,860円	117,080円	60,310円	127,170円	80,410円	143,060円
	土・日・休日	62,730円	83,600円	146,350円	75,280円	158,880円	100,370円	178,740円

する 場合	楽屋	平日	11,640円	15,630円	27,270円	13,970円	29,600円	18,620円	33,300円
		土・日・休日	14,630円	19,510円	34,140円	17,510円	37,020円	23,340円	41,640円
	平日	83,590円	111,540円	195,130円	100,330円	211,870円	133,770円	238,350円	297,830円
全館	土・日・休日	104,540円	139,360円	243,900円	125,380円	264,740円	167,170円	297,830円	

備考

- この表において「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

福岡県告示第648号

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 名称  
福岡県立飯塚研究開発センター
- 位置  
飯塚市川津680番地の41
- 利用料金の承認年月日  
平成18年3月13日
- 利用料金  
(1) 研修会議室等

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間ごと
-----	------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------

多目的ホール	9,630円	12,840円	9,630円	22,470円	22,470円	32,100円	3,210円
大研修室	6,420円	8,560円	6,420円	14,980円	14,980円	21,400円	2,140円
研修会議室	1時間につき						1,070円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

品 名	単 位	金 額
走査型電子顕微鏡	1台（1時間）	1,470円
ビデオプロジェクターステム	1式（1時間）	1,050円
オーバードットプロジェクター	1台（1時間）	400円

(2) 研修宿泊室等

種 別	単 位		金 額
	1泊	全期間 1泊	
研修宿泊室	5泊以上連泊の場合 1泊		4,300円
	団体の場合 1泊		4,300円
	入居企業の場合 1泊		4,300円
	3人使用		12,800円
	1泊		11,500円
	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊		11,500円
	団体の場合 1泊		11,500円
	入居企業の場合 1泊		11,500円
	1泊		9,600円
	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊		8,600円
客用宿泊室	2人使用		8,600円
	団体の場合 1泊		8,600円
	入居企業の場合 1泊		8,600円
	1泊		8,600円
	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊		7,700円
	団体の場合 1泊		7,700円
入居企業の場合 1泊		7,700円	

備考

- 1 金額は、いずれも1室あたりの金額とする。
- 2 「団体」とは、研修宿泊室のみを同時に11人以上で利用する場合又は研修宿泊室と客用宿泊室を併せて同時に11人以上で利用する場合をいう。
- (3) 研究開発室等

種 別	単 位	金 額
研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円

福岡県告示第649号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県営西公園、大濠公園
- 2 位置  
福岡市中央区西公園、大濠公園
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月20日
- 4 利用料金  
(1) 集会所

イ 西公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
集会所	2,090円	3,130円	3,660円

ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
座 数	2,590円	3,290円	2,940円
西の間	2,360円	2,930円	2,710円
次の間	1,410円	1,870円	1,640円
立礼席	2,580円	3,380円	2,960円
茶室(全室)	8,760円	10,560円	9,840円
茶室(八畳)	5,640円	6,720円	6,360円

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一点	30円

(2) 駐車場

都市公園名	単 位	金 額
大濠公園	1台 2時間を超えるとき30分ごとに	160円

(3) 都市公園の一部

都市公園名	有料部分	種別	単位	金額		
				個人	団体	児童
大濠公園	日本庭園	入園料	1人・1回	240円	120円	190円
						95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入園料は、無料とする。
  - (1) 6歳未満の者
  - (2) 65歳以上の者
  - (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 障害者
    - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
    - ロ 療育手帳の交付を受けている者
    - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - 4 介護者
    - 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

福岡県告示第650号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県営名島運動公園
- 2 位置  
福岡市東区名島2丁目
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月20日
- 4 利用料金
  - (1) 野球場

単位	都市公園名	金額
2時間以内	名島運動公園	950円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
野球場の照明	30分以内	3,410円

- (2) 庭球場

単位	金額
単 位	金 額

庭球場	1面 2時間以内	650円
-----	----------	------

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 研修室

単 位	都市公園名	金 額
1時間	名島運動公園	350円

福岡県告示第651号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年 3 月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称 福岡県営天神中央公園
- 2 位置 福岡市中央区天神1丁目、西中洲
- 3 利用料金の承認年月日 平成18年 3 月20日
- 4 利用料金 旧福岡県公会堂貴賓館

種 別	単 位	金 額	
		個 人	団 体

	一 般	児 童	一 般	児 童
入館料	1人・1回 240円	120円	190円	95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

3 次の者の入館料は、無料とする。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 65歳以上の者
- (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するものア 障害者
- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (ロ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ハ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

福岡県告示第652号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公



示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県営春日公園
- 2 位置  
春日市原町3丁目
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月20日
- 4 利用料金  
(1) 野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	春日公園	3,660円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときは、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	10,900円
	春日公園 60パーセント点灯 40パーセント点灯	7,740円 5,300円
スコアボード	1回	1,320円
放送設備	1回	2,420円

(2) 庭球場

単 位	金 額
庭球場	1面2時間以内 650円
練習場	一 般 1回1時間以内 140円
	学 生 1回1時間以内 80円

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 球技場

単 位	金 額
4時間以内	9,490円
4時間を超えるとき	1時間ごとに 2,370円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときは、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
球技場の照明	全点灯	76,450円
	50パーセント点灯	20,080円
	35パーセント点灯 17パーセント点灯	14,160円 7,540円
スコアボード	1回	1,320円
放送設備	1回	2,420円
温水シャワー	1人	120円

(4) 研修室

単位	都市公園名	金額
1時間	春日公園	350円

福岡県告示第653号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県営中央公園
- 2 位置  
北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月20日
- 4 利用料金  
野球場

単位	都市公園名	金額

2時間以内	中央公園	470円
-------	------	------

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

福岡県告示第654号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県営筑豊緑地
- 2 位置  
飯塚市仁保、鹿毛馬
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月20日
- 4 利用料金  
(1) 野球場

単位	都市公園名	金額
2時間以内	筑豊緑地	2,600円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴

収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときは、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
野球場の照明 筑豊緑地	30分以内	4,600円
	1回	1,320円
スコアボード	1回	2,420円

(2) 庭球場

区分	単位	金額	
庭球場	1面2時間以内	650円	
	一般	1回1時間以内	140円
練習場	学生	1回1時間以内	80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
庭球場の照明	30分以内	510円
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

都市公園名	単位	金額
球技場	全面	3,000円
	半面	1,500円
筑豊緑地	2時間以内	

ソフトボール場	1面	2時間以内	600円
---------	----	-------	------

備考

- 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額	
多目的広場の照明	筑豊緑地(球技場)	全点灯 半点灯	2,000円 1,000円
	筑豊緑地(ソフトボール場)	30分以内	800円

(4) 研修室

単位	都市公園名	金額
1時間	筑豊緑地	350円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
夏季期間(屋内プール)	19,950円	26,600円	23,940円	46,550円	50,540円	70,490円
夏季期間(屋外プール)	22,800円	30,400円		53,200円		

温水 期間 (屋内 プール )	29,940円	39,920円	35,930円	69,860円	75,850円	105,790円
トレーニン グ 室	9,030円	12,040円	10,840円	21,070円	22,880円	31,910円

ロ 個人使用の場合

区分	単位	金額	
		金	額
夏季 期間 (屋 内プ ール ・屋 外プ ール )	2時間	一般	350円
		生徒	200円
	2時間を超えるとき30分ご とに	児童(屋内プールのみ)	150円
		一般	90円
温 水 期 間 (屋 内プ ール )	2時間	一般	500円
		生徒	300円
	2時間を超えるとき30分ご とに	児童	200円
		一般	130円
ト レ ー ニ ン グ 室	2時間	小学生・生徒	180円
		一般	350円
	2時間を超えるとき1時間 ごとに	小学生・生徒	90円

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

3 この表において「児童」とは幼児及び小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。

5 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときは、この表により算定した額と当該超過する額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

7 プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,420円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,270円
移動式電光掲示板	1回	6,540円

福岡県告示第655号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称 福岡県営筑後広域公園
- 2 位置

筑後市大字津島、山門郡瀬高町大字本郷

- 3 利用料金の承認年月日

平成18年3月20日

4 利用料金

- (1) 庭球場

単 位	金 額
庭球場 1面2時間以内	650円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円

- (2) 多目的広場

都市公園名	単 位		金 額
	多目的運動場	多目的広場	
筑後広域公園	全面	2時間以内	3,000円
	半面		1,500円
	全面	2時間以内	600円
	半面		300円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
多目的広場の照明	30分以内	2,300円
筑後広域公園（多目的運動場）	全点灯	1,200円
	内野点灯 外野点灯	1,400円

福岡県告示第656号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基

つき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 利用料金等の承認年月日  
平成18年3月29日

- 2 名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等	
		利用料金 (月額)	保証金
福岡県営大里住宅	北九州市門司区	4,300円	12,900円
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区	4,000円	12,000円
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区	3,000円	9,000円
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区	4,000円	12,000円
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区	4,500円	13,500円
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区	3,000円	9,000円
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営高須住宅	北九州市若松区	3,000円	9,000円
福岡県営老司住宅	福岡市南区	4,300円	12,900円
福岡県営東領住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円

福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営千代住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区	4,200円	12,600円
福岡県営浜男住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営松崎住宅	福岡市東区	4,000円	12,000円
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営内野住宅	福岡市早良区	3,500円	10,500円
福岡県営老岐住宅	福岡市西区	4,000円	12,000円
福岡県営天領住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営久福木住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営辻の前住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営開田住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営高泉住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営黒崎住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営小浜住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平野山住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営牟田山住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営西町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営合川住宅	久留米市	3,000円	9,000円

福岡県宮南町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県宮花園住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県宮津福住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮高良内住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮与田住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮宮の陣住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県宮津福今町住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮大善寺住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮小森野住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県宮田主丸住宅	久留米市	2,500円	7,500円
福岡県宮城島住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県宮林光寺住宅	直方市	3,000円	9,000円
福岡県宮鯉田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県宮花瀬住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県宮立住宅	飯塚市	2,500円	7,500円
福岡県宮有安住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県宮有安第二住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県宮田川中央住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県宮佃住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県宮蒲池住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県宮矢留住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県宮南馬場住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県宮宅間田住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県宮花宗橋住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県宮久富住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県宮長浜住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県宮赤坂住宅	筑後市	2,500円	7,500円

福岡県宮高銭野住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県宮三毛門住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県宮松ヶ岡住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県宮池田住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県宮中鶴住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県宮大根土住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県宮寺福童住宅	小郡市	3,500円	10,500円
福岡県宮二日市住宅	筑紫野市	3,500円	10,500円
福岡県宮竹ノ本住宅	春日市	3,000円	9,000円
福岡県宮月の浦住宅	大野城市	3,000円	9,000円
福岡県宮東郷住宅	宗像市	3,000円	9,000円
福岡県宮前原住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県宮有田住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県宮東浜山住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県宮さや住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県宮東福岡住宅	福津市	3,000円	9,000円
福岡県宮うきは住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県宮連町住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県宮宮田住宅	宮若市	2,500円	7,500円
福岡県宮又原住宅	朝倉市	屋根有り 3,500円 屋根無し 2,500円	屋根有り 10,500円 屋根無し 7,500円
福岡県宮比良松住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県宮鴨生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県宮漆生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県宮北斗台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県宮飛騨住宅	糟屋郡宇美町	3,000円	9,000円
福岡県宮志免松ヶ岡住宅	糟屋郡志免町	3,000円	9,000円



福岡県宮川子住宅	糟屋郡須恵町	3,000円	9,000円
福岡県菅芦屋住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県菅大君住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県菅頌末住宅	遠賀郡水巻町	3,500円	10,500円
福岡県菅古賀住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県菅おかの台住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県菅三吉住宅	遠賀郡岡垣町	3,000円	9,000円
福岡県菅遠賀住宅	遠賀郡遠賀町	3,000円	9,000円
福岡県菅泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円
福岡県菅菊池住宅	三井郡大刀洗町	2,500円	7,500円
福岡県菅大木住宅	三潞郡大木町	3,000円	9,000円
福岡県菅ゆいのもり住宅	八女郡矢部村	1,500円	4,500円
福岡県菅下小川住宅	山門郡瀬高町	2,500円	7,500円
福岡県菅渡瀬住宅	三池郡高田町	3,000円	9,000円
福岡県菅峰地住宅	田川郡添田町	2,500円	7,500円
福岡県菅東洋住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県菅田原住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県菅赤池住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県菅板屋住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県菅方城住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県菅尾倉住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県菅向山住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県菅小長田住宅	京都郡みやこ町	2,500円	7,500円
福岡県菅のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県菅徳永住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円

福岡県告示第657号

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例題37号）第6条第2項の規定に基づき

、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 名称  
福岡県青少年科学館
- 位置  
久留米市東櫛原町1713番地
- 利用料金の承認年月日  
平成18年3月10日
- 利用料金

区分	単位	利用料金			
		プラネタリウム		常設展示	
一般	1人1回につき	個人 600円	団体 400円	個人 400円	団体 300円
児童・生徒等	1人1回につき	300円	200円	200円	150円

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4歳未満の幼児は、無料とする。

福岡県告示第658号



クライミングウオウオール	13時から21時まで	9,480円	28,440円	123,240円
	9時から21時まで	13,150円	39,450円	170,950円
	9時から12時まで	2,700円	8,100円	35,100円
	13時から17時まで	3,600円	10,800円	46,800円
	18時から21時まで	3,400円	10,200円	44,200円
	9時から17時まで	6,300円	18,900円	81,900円
	13時から21時まで	7,000円	21,000円	91,000円
	9時から21時まで	9,700円	29,100円	126,100円
	9時から12時まで	1,500円	4,500円	19,500円
	13時から17時まで	2,000円	6,000円	26,000円
	18時から21時まで	1,900円	5,700円	24,700円
	9時から17時まで	3,500円	10,500円	45,500円
13時から21時まで	3,900円	11,700円	50,700円	
9時から21時まで	5,400円	16,200円	70,200円	

(3) 宿泊室

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)
宿泊室 (洋室)	1 泊	一 般	3,050円

宿泊室 (和室)	1 泊	児童生徒	1,520円
		一 般	1,320円
		児童生徒	660円

(4) 附属施設

施 設 名	料 金
会 議 室	1時間につき 450円
第 1 研 修 室	1時間につき 450円
第 2 研 修 室	1時間につき 350円
第 3 研 修 室	1時間につき 860円
第 4 研 修 室	1時間につき 960円
和 室	1時間につき 660円
視 聴 覚 室	1時間につき 910円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利用料金	備 考
得点表示盤	一式1回 (1日)	2,440円	移動式
放送設備	一式1回 (1日)	3,050円	
掲示板支持装置A	1平方メートル1回 (1日)	3,050円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
	1平方メートル1回 (1日)	6,110円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)

広告掲示物の掲載を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

掲示板支持装置B	1平方メートル1回 (1日)	1,010円	長期継続使用の場合
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	65,340円	
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	39,040円	
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	15,590円	
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみす
フロアシート	1枚1回(1日)	790円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額を含むものとする。

5 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。

10 メイソナーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サテアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

**福岡県告示第659号**

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合ゾールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県立総合ゾール
- 2 位置  
福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月29日
- 4 利用料金  
(1) 個人使用の場合

種 類	期 間	単 位	区 分	料 金 (1人)
ゾール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	540円
			生徒	320円
			児童	210円

10月15日から翌年 6月30日まで(25 メートルゾールの み)	1回	一般	760円
		生徒	430円
		児童	320円

スケートリンク	11月1日から翌年 4月10日まで	1回	一般	1,090円
			生徒	870円
			児童	650円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルゾール・スケートリンク		25メートルゾール		飛込ゾール		
			アイスホッケーに 係る競技会練習 会に使用する場 合	左記の場合で入場 料を徴収する場 合	アイスホッケーに 係る競技会練習 会に使用する場 合	左記の場合で入場 料を徴収する場 合	アイスホッケーに 係る競技会練習 会に使用する場 合	左記の場合で入場 料を徴収する場 合	その他の目的に 使用する場 合
ア 1	5月20日から 9月30日まで (25メートル ゾールにあっ ては、7月1 日から9月30 日まで)	9時から 13時まで	47,990円	143,980円	32,720円	98,160円	1時間につき 5,450円	1時間につき 16,360円	1時間につき 32,720円
		13時から 17時まで	47,990円	143,980円	32,720円	98,160円			
		17時から 21時まで	59,990円	179,970円	40,350円	121,070円			
		9時から 17時まで	95,980円	287,960円	65,440円	196,330円			
		13時から 21時まで	107,980円	323,960円	73,080円	219,240円			
		9時から 21時まで	155,980円	467,940円	105,800円	317,410円			
		13時から 17時まで			49,080円	147,250円			
		17時から 21時まで			49,080円	147,250円			
		9時から 17時まで			61,080円	183,250円			
		17時から 21時まで			98,160円	294,500円			
		13時から 21時まで			110,160円	330,500円			

ル

	9時から 21時まで				159,250円	477,760円		
	9時から 13時まで	63,260円	189,790円	379,590円				
	13時から 17時まで	63,260円	189,790円	379,590円				
	17時から 21時まで	79,620円	238,880円	477,760円				
ス ケ ー ト リ ン ク	11月1日から 翌年4月10日 まで							
	9時から 17時まで	126,530円	379,590円	759,180円				
	13時から 21時まで	142,890円	428,670円	857,350円				
	9時から 21時まで	206,150円	618,470円	1,236,940円				

(3) 附属施設

施設名	料 金
会 議 室	1時間につき 540円

備考

- 1 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利用料金	備 考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,080円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,540円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,270円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,270円	
放送設備	一式1回(1日)	3,270円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,270円	競技種目別

ペンスタイナー	審判台	掲示板支持装置A	掲示板支持装置B	アイスホッケーゴールポスト
一式1回(1日)	1組1回(1日)	1平方メートル1回(1日)	1平方メートル1回(1日)	一式1回(1日)
3,270円	1,090円	3,270円	1,090円	3,270円
水球用		スボーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)	スボーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)	
		広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。	長期継続使用の場合	

コインロッカー	1回	50円
---------	----	-----

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。  
 3 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

- 4 占有使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコーンロープを使用するときの額は、当該使用区分の額を含むものとする。
- 5 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 6 占有使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 9 「児童」とは幼児及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。
- 10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

**福岡県告示第660号**

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次の

ように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県馬術競技場
- 2 位置  
古賀市筵内564番地
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月29日
- 4 利用料金

(1) 個人使用の場合

区分	2時間以内	超過1時間ごと
児童生徒	870円	430円
一般	1,300円	650円

(2) 占有使用の場合

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,090円	7,090円	14,180円
障害馬術競技場	14,180円	14,180円	28,360円
覆い馬場	11,450円	11,450円	22,900円

(3) 厩舎

1房につき1日 1,090円

(4) 附属施設

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	1,090円	1,300円	2,390円
研修室	2,180円	2,720円	4,900円

備考



- 1 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 2 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 3 占有使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 4 占有使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

**福岡県告示第661号**

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県立総合射撃場
- 2 位置  
筑紫野市大字柚須原223-25
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月29日
- 4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料金（1人）
エアライフル	1日	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	230円

(2) 占有使用の場合

種 類	単 位	料 金	射 撃 場	
			ライフル	エアライフル
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	1日	2,440円	大学生	420円
			その他の者	620円
			中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	190円
大口径射撃場	1日	2,710円	大学生	380円
			その他の者	580円
			中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	490円
エアライフル	9時から12時まで	40円に利用人数を乗じた額及び9,800円の合計額	大学生	680円
			その他の者	880円
			中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	490円
エアライフル	12時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び16,300円の合計額	大学生	380円
			その他の者	580円
			中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	490円
エアライフル	9時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び26,100円の合計額	大学生	380円
			その他の者	580円
			中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	490円

射撃場	スモールボアライフル	9時から12時まで	300円に利用人数を乗じた額及び9,800円の合計額
		12時から17時まで	300円に利用人数を乗じた額及び16,300円の合計額
		9時から17時まで	300円に利用人数を乗じた額及び26,100円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	1日	9時から12時まで	930円に利用人数を乗じた額及び22,900円の合計額
大口徑射撃場	ライフル銃	9時から12時まで	930円に利用人数を乗じた額及び36,800円の合計額
		12時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び55,900円の合計額
		9時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び29,200円の合計額
射撃場	散弾銃 (スラッグ弾)	12時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び45,800円の合計額
		9時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び69,900円の合計額
		9時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び69,900円の合計額

備考

- 1 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 2 占用使用とは、ライフル射撃場のエアライフル、スモールボアライフル若しくは大口徑射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の1面を独占して使用する場合をいう。

福岡県告示第662号

福岡県立久留米スポーツセンター条例(昭和49年福岡県条例第20号) 第6条第2項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第4

項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県立久留米スポーツセンター
- 2 位置  
久留米市東櫛原町狩町173番地
- 3 利用料金の承認年月日  
平成18年3月29日
- 4 利用料金  
(1) 陸上競技場

技 術 場	区 分	入場料を徴収しない場合		回数券(11枚)	超過1時間ごと
		児童生徒	一般		
個人使用	4時間以内	3,200円	7,950円	63,170円	6,290円
		40円	40円		
児童生徒	4時間を超えて8時間以内	50円	50円	400円	400円
		40円	40円		
一般	超過1時間ごと	15,790円	1,980円	470円	790円
		15,790円	1,980円		
会議室	1時間につき	1人	1人	150円	310円
合宿所	1泊	1人	1人	470円	790円
浴室	1回	1回	1回	470円	790円

(2) 補助競技場

区分	4時間以内		4時間を超えて8時間以内		超過1時間ごと	
	児童生徒	830円	1,540円	200円	児童生徒	200円
競技場	3,200円		6,290円		790円	
個人使用	無料		無料		無料	
個人使用	無料		無料		無料	

(3) 体育館

区分	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合	アスレチックのため利用する場合
平日	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円	17,810円	21,370円
土・日・休日	4,740円	5,930円	7,120円	10,680円	13,060円	17,810円	21,370円	25,910円
平日	17,810円	23,750円	29,680円	41,560円	53,430円	65,900円	78,970円	91,940円
土・日・休日	21,370円	28,500円	35,620円	49,870円	64,120円	78,970円	93,720円	108,470円
平日	10,680円	14,240円	17,810円	24,930円	32,060円	39,540円	47,020円	54,500円
土・日・休日	14,240円	17,810円	21,370円	32,060円	39,540円	47,020円	54,500円	62,000円
平日	32,060円	38,000円	44,530円	69,820円	82,410円	105,450円	128,490円	151,530円
土・日・休日	42,750円	47,500円	53,430円	89,770円	100,940円	131,810円	158,750円	190,130円
個人使用	2時間につき		100円		230円		230円	

会議室	1時間につき	230円
トレーニング室	1回(個人使用)	170円
シャワー室	1人	70円

(4) テニスコート

区分	金額				
	区	分			
競技場	個人使用	2時間以内	100円	回数券(11枚)	1,000円
個人使用	児童生徒2時間以内	単券	180円		1,800円
	一般	2時間以内			

備考

- 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単位	利用料金
陸上	放送設備	一式	1日 1,180円
	ロッカ	1回	20円
競技場	湯沸し設備	1日	350円
	競技用具	一式	1日 1,180円
長	天幕	1張	1日 120円
	機	1脚	1回 20円

椅子	子	1脚	1回	10円
全自動電気計時装置		一式	1日	3,050円
放送設備		一式	1回	1,180円
照明設備		一式	1回	2,370円
ロッカ		1回		20円
電光得点表示盤		一式	1回	230円
30秒タイマー計		一式	1回	120円
フール回数表示器		一式	1回	120円
タイムアウト要求器		一式	1回	120円
8ミリ映写機		1台 (スクリーンを含む。)	1回	1,780円
幻灯機		1台 (スクリーンを含む。)	1回	1,180円
スクリーン機		一式	1回	590円
長椅子		1脚	1回	20円
椅子		1脚	1回	10円
バスケットボール		1面	1回	350円
ミニバスケットボール		1面	1回	230円
バレーボール		1面	1回	230円
ハンドボール		1面	1回	350円
バドミントン		1面	1回	120円
卓球		1台	1回	120円
器械操作用具		1種目(1セット)	1回	120円
放送設備		一式	1日	1,180円
湯沸し設備		1日		350円
競技器具		一式	1日	1,180円
天幕		1張	1日	120円
長机		1脚	1回	20円
椅子		1脚	1回	10円

5 利用者（アスファルトのため利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が体育館を占有する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額